

報告第 32 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市子ども・子育て会議条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月28日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

盛岡市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

報告第 33 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市子ども科学館条例及び盛岡市先人記念館条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月28日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市子ども科学館条例及び盛岡市先人記念館条例の一部を改正する条例

（盛岡市子ども科学館条例の一部改正）

第1条 盛岡市子ども科学館条例（昭和58年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

（盛岡市先人記念館条例の一部改正）

第2条 盛岡市先人記念館条例（昭和62年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

報告第 34 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

2 損 害 賠 償 の 額 金 380,000円也

3 損害賠償の原因

令和4年11月29日、盛岡市役所本庁舎裏駐車場において、樹木の枝が腐食により折れ、駐車待ちをしていた相手方の車両に落下し、ポンネットを損傷したことによる。

報告第 35 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

2 損 害 賠 償 の 額 金97,672円也

3 損害賠償の原因

令和4年12月6日、滝沢市巣子 180番地7先路上において、公用車が、用務のため、国道282号線を西根方面から盛岡方面へ直進中、県道278号から国道282号線へ右折してきた相手側車両と衝突したことによる。

報告第 36 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | |
|---------------|-----------|------------|
| 1 損害賠償の相手方 | 住所 | [REDACTED] |
| | 氏名 | [REDACTED] |
| 2 損 害 賠 償 の 額 | 金15,000円也 | |
| 3 損害賠償の原因 | | |

令和5年2月7日、盛岡市みたけ四丁目地内において、市道稻荷町谷地頭線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 37 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

2 損 害 賠 償 の 額 金 6,661円也

3 損害賠償の原因

令和5年2月8日、盛岡市みたけ四丁目地内において、市道稻荷町谷地頭線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 38 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

2 損害賠償の額 金 9,121円也

3 損害賠償の原因

令和5年2月8日、盛岡市みたけ四丁目地内において、市道稻荷町谷地頭線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 39 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 4 月 28 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 30 日

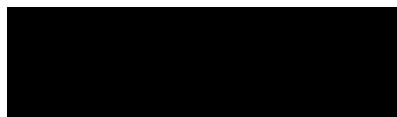
盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名



2 損 害 賠 償 の 額 金 7,592円也

3 損害賠償の原因

令和 5 年 2 月 11 日、盛岡市上厨川字大屋敷地内において、市道上厨川線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 40 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

2 損害賠償の額 金 7,992円也

3 損害賠償の原因

令和5年2月11日、盛岡市上厨川字大屋敷地内において、市道上厨川線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 41 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所
氏名

2 損 害 賠 償 の 額 金 9,427円也

3 損害賠償の原因

令和5年2月12日、紫波郡矢巾町大字赤林第2地割地内において、市道赤林横道線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 42 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

2 損 害 賠 償 の 額 金11,393円也

3 損害賠償の原因

令和5年2月17日、盛岡市西見前8地割地内において、市道鰯渕線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 43 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金 6,461円也
- 3 損害賠償の原因

令和5年2月17日、盛岡市小鳥沢二丁目地内において、市道東松園三丁目小鳥沢1号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 44 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 1 損害賠償の相手方 | 住所 | [REDACTED] |
| | 氏名 | [REDACTED] |
| 2 損害賠償の額 | 金15,660円也 | |
| 3 損害賠償の原因 | | |

令和5年2月19日、盛岡市上厨川字大屋敷地内において、市道上厨川線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 45 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

2 損 害 賠 償 の 額 金 135,944円也

3 損害賠償の原因

令和5年2月22日、盛岡市向中野七丁目地内において、市道向中野 215号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 46 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | |
|---------------|-----------|------------|
| 1 損害賠償の相手方 | 住所 | [REDACTED] |
| | 氏名 | [REDACTED] |
| 2 損 害 賠 償 の 額 | 金 9,366円也 | |
| 3 損害賠償の原因 | | |

令和5年2月6日、盛岡市三ツ割一丁目地内において、市道内丸三ツ割五丁目2号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 47 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損 害 賠 償 の 額 金 5,610円也
- 3 損害賠償の原因

令和5年2月6日、盛岡市三ツ割一丁目地内において、市道内丸三ツ割五丁目2号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 48 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 1 損害賠償の相手方 | 住所 | [REDACTED] |
| | 氏名 | [REDACTED] |
| 2 損害賠償の額 | 金13,367円也 | |
| 3 損害賠償の原因 | | |

令和5年2月6日、盛岡市三ツ割一丁目地内において、市道内丸三ツ割五丁目2号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 49 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | |
|---------------|-----------|------------|
| 1 損害賠償の相手方 | 住所 | [REDACTED] |
| | 氏名 | [REDACTED] |
| 2 損 害 賠 償 の 額 | 金10,955円也 | |
| 3 損害賠償の原因 | | |

令和5年2月6日、盛岡市三ツ割一丁目地内において、市道内丸三ツ割五丁目2号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 50 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名



2 損害賠償の額 金 420,356円也

3 損害賠償の原因

令和5年2月9日、盛岡市立太田小学校において、敷地内に車両を駐車中、校舎の屋根からの落雪が車両に当たり、車両を損傷したことによる。

報告第 51 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金 6,000円也
- 3 損害賠償の原因

令和5年2月19日、盛岡市上厨川字大屋敷地内において、市道上厨川線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 52 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年4月4日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所
氏名 [REDACTED]

2 損害賠償の額 金 158,675円也

3 損害賠償の原因

令和4年12月15日、盛岡市黒川2地割地内において、林道上大沢線を自動車で走行中、道路側溝の蓋が跳ね上がり、車両を破損したことによる。